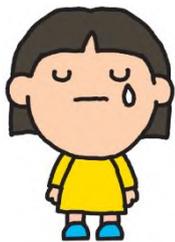


いじめ防止対策推進法が施行されて7年

いじめ防止対策推進法(以下「いじめ防止法」という)が施行されて7年が経ちました。この法律ができるきっかけになったのは、平成23年の大津いじめ事件です。滋賀県大津市の中学2年生の男子が複数の同級生たちからいじめを受けはじめ、次第に暴力がエスカレートし、耐え切れなくなった男子が自ら死を選んだ事件です。

いじめ防止法には「すべての子どもはかけがえのない大切な存在です。誰一人として



いじめで苦しい思いをすることがあってはいけないこと、いじめは絶対に許されないこと、そして大人たちにはいじめを受けている子どもを必ず救い出し、いじめを防止する責任があること」が書かれています。ここでは、いじめ防止を進めていく目的と、いじめの定義を改めて記載します。

法第1条 目的 いじめが被害者の教育を受ける権利を奪い、心や体の健全な成長に大きな影響を与えるだけでなく、被害者の命や体に重大な危険を引き起こす恐れがあることを踏まえて、子どもたちがかけがえのない個人として尊重される権利を守るために必要な方法・仕組みや、大人の責任を決めて、いじめの防止・早期発見・対処のための対策を進めていくことを目的とします。つまり大人は、子どもたちがいじめに対する考え方を身につけさせ、いじめに気づき、動ける子どもを育てる義務があります。



法第2条 定義 いじめとは、子どもに対して、周りの子どもたちが行う、心や体などに影響を与える行動(インターネットを使ったものも含みます)のうち、対象となった子どもが心や体に苦しさや痛みを感じているものをいいます。

いじめを重大化させる2つのキーワードから、いじめの仕組みを知る

1つ目は、考え違い(シンキング・エラー)です。加害者は、いじめをしていても悪いと気づいていない。被害者を痛めつける行為であっても「あれは遊びだった」「分からないから教えてあげている」「自分はそれをしてしても許される人間だ」「前に嫌なことをされたか

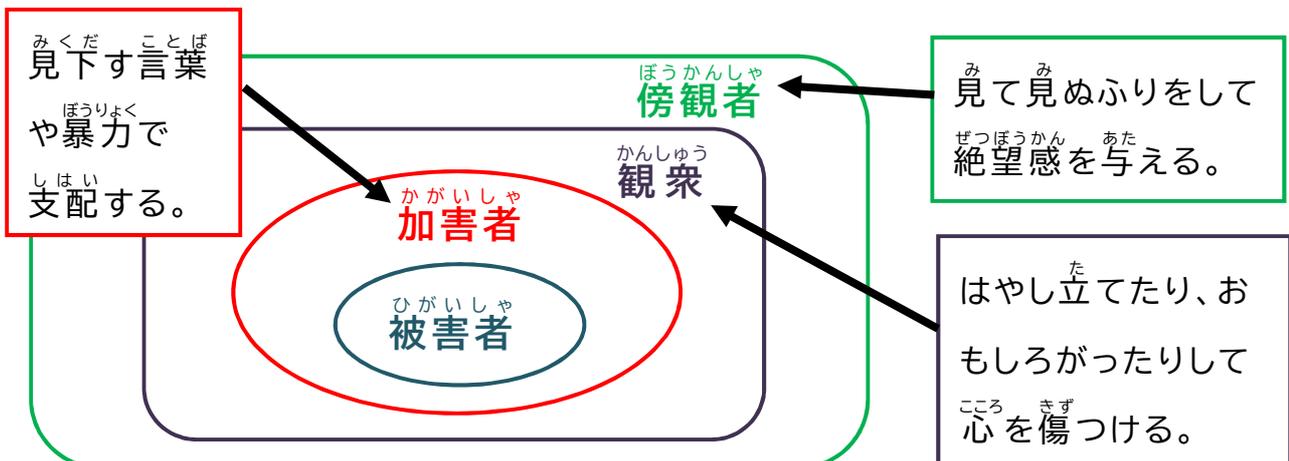
ら、今度はやって当然だ」などと考える。加害者は、被害者の気持ちに共感せず、いじめを正当化してしまう。いじめられた人は、悲しさや、苦しさを忘れられないのに対し、いじめた人は、言い訳を考えるばかりで、事実の重さに気づかない傾向があります。

2つ目は、力の差(アンバランス・パワー)です。たとえば、肉体的な力の差や、精神的な力の差、1対複数のような数の差、インターネットなどの情報力の差、上級生と下級生のような年齢の差など、日常、当たり前のように存在するものです。ただ、力のある人がそれを誤って使うことが問題です。その力の差と、考え違いを合わせることで、いじめがさらに重大化していきます。

いじめはどんな理由があっても、やってはいけないことです。いじめられても仕方がない理由などありません。もし、あなたがいじめにあっているなら、一人で悩まずに信頼できる大人に相談してください。あなたの気持ちをよく聞いてくれる大人が、あなたの力になってくれる人です。相談するときは真実を正確に伝えること。そのために、いつ、どこで、誰に、何をされたのか、自分はどうか感じたかなどをメモ書きしておく相手に伝わりやすくなります。スマホ内での嫌なことはスクリーンショットに残すことも効果的です。相談された大人は「身から出たさび」「これくらい自分で解決しろ」「うまく立ち回れ」「悔しかったら、別のことでやり返せ」などの言葉で、傷ついている人をさらにつらい気持ちにさせないでください。寄り添って真剣に聞いてください。できることを一緒に考えていきましょう。

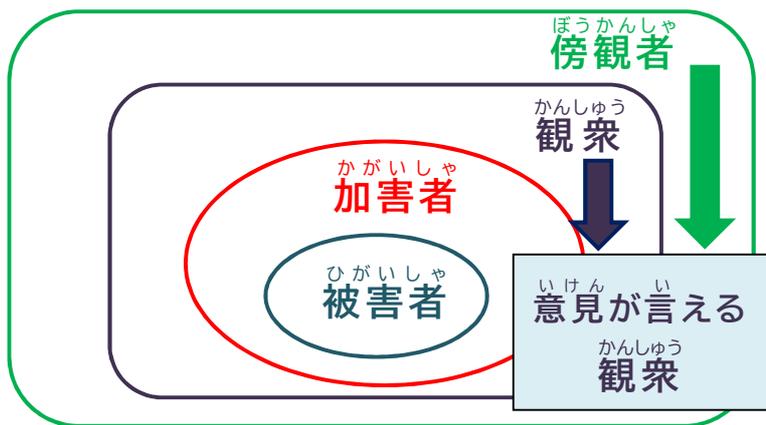
「いじめの4層構造」からいじめをなくす対策を考える

この図は教室内的「いじめの4層構造」を表しています。



このような環境の中いじめが続くと、被害者は自尊心が低下し、「いじめられる原因は自分にあるのではないか」と考えるようになり、誰にも相談しない沈黙を選びます。また、心の中では「かわいそう」「やめてほしい」と思っていた傍観者が、いじめに慣れてしまい、いつの間にか加害者になってしまうケースまで起こってしまいます。

1ページで示した、いじめに気づき、動ける子どもを育てることで、これまではやしたて



る観衆(加担者)や、見て見ぬふりをする傍観者を、意見が言える観衆(防止者)に変えることができます。

いじめを重大化する原因の一つである数の差は逆転し、教室内にいじめをなくそうとする環境ができあがります。

ご家庭にお願いしたいこと

内閣府が児童生徒向けに実施したアンケートの中に、「何か困ったことがあったら、まず誰に相談しますか？」という質問に、両親や兄弟をあげる人が7割を占めていました。それは家族との信頼関係が築けているということでしょう。その良好な関係を深めるためにも、子どもと顔をあわす時間を大切にしてほしい。何気ない家族の会話を尊いと感じ、毎日表情を見ながら話をしてほしい。そうすれば、返事のトーンが変わったとか、表情が暗くなったとか、小さな変化に気づきやすくなります。そのときは「何かあった？」と声をかけることで、悩んでいる子どもは、信頼する人に相談したいと思うはずで、早めに気づいて声をかけてください。下に、我が家の習慣に加えてほしいものを並べてみました。お子さんと話し合ってみてはいかがでしょうか。

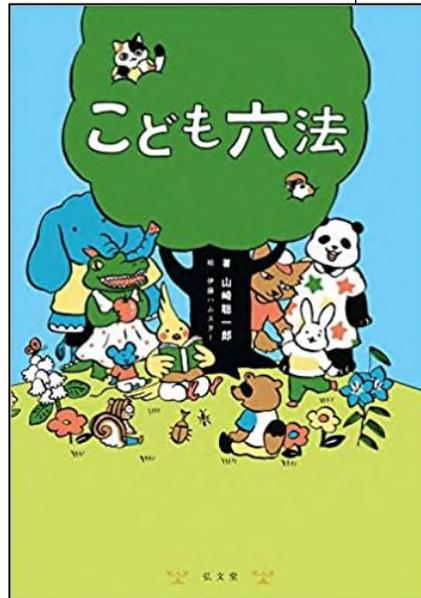
○できることからお手伝い ○片づけて次の行動に進む ○一人で食事をしない(テレビ・スマホは厳禁 目を見て会話) ○子どもの行動に関心を持つ(友だちのことを知る) ○良い行動をほめる(自尊心を高める) ○親は子どもの良きモデルであれ(大声を出さない・暴力をふるわない 子どもは真似る)



1, 4ページに使用したカット絵は、三木市出身のこゆりさんの作品です。現在、ふるさと三木応援大使を務め、三木市ホームページにも三木市の魅力をやさしく親しみやすい絵で紹介しています。

今回の「ハートフル」を作るにあたって参考とした書籍は山崎総一郎氏の「こども六法」(弘文堂)と、和久田学氏の「学校を変える いじめの科学」(日本評論社)です。「こども六法」は、刑法や民法から今回参考にした、いじめ防止法まで7つの法律を、ルビをつけ、絵を使ってわかりやすくまとめています。

小学校高学年以上から読んで理解できる本ですが、大人にもおすすめです。「学校を変える いじめの科学」では、教育学者マーラ・ボンズ氏らが提唱するいじめのキーワードをよんで、加害者は気づいていないなど、今までにない発想に驚きました。ご家庭や周辺に住む子どもたちを見守り、悩みを相談される大人として、手に取ってほしい本です。



最後に、三木市子どもいじめ防止センターは、いじめ防止法が施行される約半年前に、他県でもあまり見られない、市が設置した、子どものいじめに特化した相談窓口です。児童生徒だけでなく、保護者や地域の方からの相談を受け、相談者の意向を確認しながら、場合によっては教育委員会や学校と連携し、いじめ解消に向けて努めてまいります。お気軽にご相談

ください。

右のQRコードを読み取り、メールを選び相談することができます。

三木市子どもいじめ防止センター
電話: **0794-82-8110**
相談日 月曜日～金曜日
時間 午前9時～午後5時
ijime_boshicenter@city.miki.lg.jp

